

2019年7月18日発行

えん罪・名張毒ぶどう酒事件・ 東京の会 ニュース

えん罪・名張毒ぶどう酒事件・東京の会

〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 5F

日本国民救援会東京都本部気付

Tel.03-5842-6464 Fax.03-5842-6466

URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nabari/>

第29回裁判交流集會に 参加しました

6月1～2日の2日間にかけて、裁判交流集會が行われました。私は、1日目の全大会と分科会（冤罪・再審事件）に参加しました。特別報告2本の後に、記念講演として日野町事件の弁護団の伊賀興一弁護士の話を聞きました。

再審開始につながる証拠開示についての話や弁護士と支援者との関係についてお話をいただきました。



分科会（冤罪・再審事件）に参加したのは、15事件。40名以上だったかと思います。

新しい事件の参加があり、新たな時代に突入しても冤罪事件は無くならないこと。

また、どの事件も証拠開示が重要だということ。そして、名張事件もそうですが、弁護団も支援者も頑張っている、固く閉ざされた裁判所を前に、最善の方法が見つからないと感じています。

この扉をこじ開けるには、法的な整備をし、裁判全体を変えるしかない、ということで先日の5月20日、「再審法改正をめざす市民の会」が結成されました。





こちらの運動にもご注目ください。

最後に、伊賀弁護士が話していました。

冤罪・再審を闘う上で、他の事件との交流は弁護士にとっても、支援者にとっても、当事者にとっても大切なことだと。

年々、小さくなっていくこの集会を、大きく発展させて、これからの人たちに繋げていく場所にしよう。

私もそう、思いました。



来年、多くの人たちと交流できますように。
(新しい冤罪は発生してほしくないけど!!)

事務局 堀江恭子

要請ハガキにご協力ください

名古屋高裁に対しては第10次再審を申し立てて一度も三者協議を開かず、弁護士の要請を無視し続ける高橋裁判長の態度は異常であり直ちに改め、三者協議を開き、証拠開示命令を出すように要請しました。高検に対しては5月に東京地裁が出した布川国賠判決について触れ、捜査機関には一定の証拠開示義務があると判断されたのだから、裁判所の証拠開示命令を待たずして証拠を開示するように要請しました。

名古屋高裁の高橋裁判長の再審に対する態度を改めさせるためにも要請ハガキの行動に力を入れたいと決意を新たにしました。

事務局・藤田 力

「再審法の改正をめざす市民の会」が結成

2000年代に入って、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件、東住吉冤罪事件など相次ぐ再審開始・無罪が出ています。また、2016年の刑事訴訟法「改正」の際、附則に「再審請求審における証拠開示についての検討義務」が盛り込まれ、日弁連は今年の人権擁護大会で、再審法改正をテーマにした分科会を開催します。このような情勢と世論の高まりを受け、今を絶好の機会として、再審法の改正をめざそうと「市民の会」が5月20日、結成をされました。

「市民の会」は、冤罪犠牲者を救済するための再審のルール作りを目的とし、その実現のための当面の中心課題として、①再審のためのすべての証拠の開示、②検察官の不服申立ての禁止、③再審請求審における手続きの整備をあげています。名張事件でも、検察が証拠を隠し、再審開始決定に対して不服申立てで決定がくつがえされています。

衆議院第2議員会館で開催された結成集会では、名張事件東京の会代表世話人でもある村井敏邦一橋大学名誉教授が開会のあいさつ。袴田事件の西嶋勝彦再審弁護団長が講演をしました。

つづいて、各界からの発言があり、国会議員や冤罪被害者、映画監督の周防正行さんなどが発言。ビデオメッセージでは、厚労省郵便不正事件・村木厚子さんの「刑事司法のあり方を変えるには、国民一人ひとりがこの問題にきちんと関心を持つことが重要」「再審のルールを作る法改正が実現することを心からお祈りします」とのコメントが紹介されました。

また、再審をたたかっている事件の弁護団から発言があり、名張事件・野嶋真人弁護士が「奥西勝さんをなぜ生きて帰せなかったか。大きな理由は証拠開示ができなかったことだ」と述べ、証拠開示など再審法の改正の必要性を訴えました。

最後に、宇都宮健児元日弁連会長が「一刻も早く再審法改正を実現しよう」とあいさつし、閉会しました。 事務局・鈴木 猛

夏期カンパのお願い

私たちは、54年間無実の罪で苦しめられ、八王子医療刑務所で獄死した奥西勝さんの無

念を晴らしたい！真実をこの手で勝ち取りたい！とこの運動を続けています。

名古屋高等裁判所は同じ過ちを繰り返すことなく、真摯な姿勢でこの事件に向き合うべきです。

また検察官が隠し続ける証拠を開示させるべきです。

東京の会は、署名を集め、毎月の駅頭宣伝を少人数の時でも続けています。そして名古屋高裁と名古屋高検に要請を重ねています。

あきらめることなく裁判所を動かしていくため、名古屋高裁あての要請ハガキを作成しましたのでぜひご協力ください。

またお願いばかりで恐縮ですが、奥西さんの名誉回復のための夏期カンパにもぜひご協力をいただきたくお願いいたします。



宣伝行動スケジュール 《主要駅頭》

- ・7月18日(木) 18時～ 田原町駅・郵便局前
- ・8月9日(金) 18時～ 恵比寿駅西口(地下鉄乗換口) 暑気払い





名張事件名古屋集会 (集会名未定)

日時：11月16日(土) 13:00～16:00

場所：名古屋市 中区役所ホール(定員507名)

<http://www.city.nagoya.jp/naka/page/0000074390.html>

〒460-8447 名古屋市中区栄四丁目1番8号 地下2階
地下鉄栄駅12番出口より東へ1分(地図参照)

電話番号：052-241-3601(代表)

参加費：500円

予定内容：周防正行監督との対談

弁護団報告

